

伊勢原市第三者委員会

報 告 書

委 員 長 鈴木 英彦

副委員長 村松 謙

委 員 山梨 大輔

令和8年9月30日

I 設置の経緯及び調査に関する事項

第1 第三者委員会の設置の経緯と目的

平成30年頃から長きにわたり、農地行政に係る紛争が解決されず膠着状態となっており、発端となった当時の事務執行について疑義が生じていることから、内部調査だけでなく外部の第三者委員会を立ち上げ、原因究明を中心とした検証（調査）を実施するとともに不適正な事務執行の再発防止策を講じることで、市民や関係者との信頼回復に向けた取組を実施する必要性が生じた。

伊勢原市は、第三者委員会を議会の決議を経て、令和7年9月10日に設置した。

第2 第三者委員会の構成

委員長 鈴木 英彦（神奈川県弁護士会所属弁護士）

副委員長 村松 謙（神奈川県弁護士会所属弁護士）

委員 山梨 大輔（神奈川県弁護士会所属弁護士）

第3 調査事項

（1）原因の調査

対象事案が発生するに至った経緯の解明

管理体制、運営手続き等の制度面および人的要因の分析

不適切な意思決定や情報伝達などの問題点の抽出

（2）再発防止策の提案

必要な業務フロー及び規程の見直し

管理・監査体制の強化策

関係者に対する啓発活動や教育施策の検討

第4 調査期間及び調査の方法

（1）調査期間 令和7年9月10日から令和8年9月30日まで

（2）調査方法 各種資料の検討及び関係者からの事情聴取並びに現場確認等

第5 第三者委員会の活動

委員会を合計34回開催及びその他調査業務を合計176回実施

関係者の事情聴取者数延べ53名

Ⅱ 調査結果及び調査結果に基づく当委員会の意見

第1 総論

〔A〕は伊勢原市より荒廃農地の地主の紹介を受けた上、平成30年2月頃から串橋地区における荒廃農地の造成工事の届出を行った上で（以下〔A〕が届出をした各土地を「本件各農地」という）造成工事を開始した。しかし、同工事は期限内に完了しなかった他、同年7月頃、〔A〕が近隣の農道を使えない状態としたことが発覚したため、伊勢原市が〔A〕に是正指導を行った。その後同年11月、市農業委員会総会における〔A〕の同違反行為が議題となり、平成31年4月頃から神奈川県も加わり〔A〕に是正指導を行うに至った。これに対し〔A〕は、自分は適正な農地造成を行っていること、及び伊勢原市にも様々な法令違反行為等があるばかりか市民による法令違反行為を見逃しているのに自分に対してだけ厳しく法令遵守を要求するのはおかしいとの趣旨の主張をし、伊勢原市及び神奈川県の是正指導に応じなかった結果、令和2年5月及び6月、神奈川県は、〔A〕及び同人が経営する会社に対しそれぞれ原状回復命令を発出した。

これに対し、〔A〕は、令和3年6月頃、伊勢原市議会で傍聴席から発言し、伊勢原市の上記対応に不満を述べた他、伊勢原市内において街宣活動、多数の看板設置等を行うようになり、同各行動に対し市民による苦情が伊勢原市に多数寄せられる結果となった。一方、伊勢原市は〔A〕の本件各農地に対する法令違反行為、街宣活動、看板設置等に対し、それぞれ刑事告発、民事訴訟等の法的手続きを試みたが、これらの手続きは功を奏さず、現在も、本件各農地のほとんどは放置された状態である他、〔A〕による上記街宣活動、看板の掲示もそれぞれ継続しており、問題が全く解決していない状況である。

そこで、当第三者委員会では、これまでの伊勢原市の上記対応に問題がなかったか否か及び〔A〕が指摘する伊勢原市の様々な法令違反行為等をそれぞれ検証した上で、本件のような事態が生じないための再発防止策を下記に提示する。

第2 経緯概要

- (1) 市農業委員会事務局元職員〔B〕は、平成29年頃、〔A〕に対し、串橋地区の荒廃農地の解消に向けての協力を依頼した上、荒廃農地の貸主を紹介した。
- (2) 〔A〕は、平成30年2月26日、市農業委員会へ伊勢原市農地造成指導要領に基づく農地造成に関する届出を行い、串橋地区において農地造成を開始した。
- (3) 伊勢原市は同年7月頃、〔A〕が近隣の農道を使えない状態としてしまったことが発覚したため、〔A〕に対し是正指導を開始した。
- (4) 〔A〕は、平成30年10月頃、新たに串橋地区荒廃農地に関し、農地造成に関する届出を行った。
- (5) 平成30年11月27日、第9回市農業委員会総会において担当地区委員より、〔A〕が届け出た農地の造成工事が全く完了していないこと、同工事が行われている付近の農道を通ることができない状態となっていること、同土地の盛り土の中に石ころやパイプのかけらが含まれている等の説明がされた。
- (6) 神奈川県は平成31年4月以降、〔A〕に対し口頭による是正指導を開始した他、令和元年10月頃、〔A〕に対し農地復元の勧告書を発出した。これに対し〔A〕は、同指導に関し適切な農地造成をしていると主張したり、伊勢原市側にも多くの法令違反行為等があることを指摘したりし、同指導に従おうとしなかった。
- (7) 〔A〕は、令和2年4月に市農業委員会事務局元職員〔B〕が、令和2年7月に市農業委員会元事務局長〔C〕がそれぞれ退任した後、伊勢原市の自分に対する対応がこれまでとは違い厳格になったと感じ、次第に伊勢原市の呼び出しに応じなくなった。

- (8) 神奈川県は、令和2年5月及び6月、〔A〕及び同人が経営する会社に対し、
原状回復命令の行政処分を発出した。
- (9) 〔A〕は、令和2年8月頃から令和4年にかけて、串橋地区において、伊勢
原市長の謝罪を求める等の内容の看板を設置した。
- (10) 〔A〕は、令和3年6月25日、伊勢原市6月定例会会議中に、傍聴席か
ら上記伊勢原市の対応に対し発言したところ、議長が退去命令を発する事態
となった。
- (11) 〔A〕は、令和3年12月頃、市役所周辺や消防本部において街宣行為を
開始した。
- (12) 伊勢原市は、令和2年以降、議会における退去命令違反、上記〔A〕の看
板設置、街宣行為に対し、それぞれ刑事告訴、民事訴訟、仮処分の申請等の
法的手続きにより対応してきたが、現在において本件各農地の大半は現在も
放置された状態であり、看板は現在も設置されており、街宣行為も伊勢原駅
周辺において定期的に行われている。

第3 〔A〕に対する伊勢原市の対応の問題点

1 〔A〕が造成工事を行うに至るまでの問題点

市農業委員会事務局元職員〔B〕は、平成29年頃、伊勢原市串橋地区にお
ける荒廃農地解消のため、〔A〕に働きかけ、〔A〕に対し、貸主を紹介する
等して、荒廃農地の造成工事を強く推奨した。確かに、荒廃農地の解消は、国
及び地方公共団体における重要な政策目的であるから、市農業委員会事務局
元職員〔B〕が同目的のため、〔A〕に荒廃農地の造成を推奨したこと自体は
正当な職務であることは否定できない。

しかし、荒廃農地の造成工事に当たっては、相当な労力が必要であり、土地
の形状によっては技術的にも相当な困難を伴う他、工事内容によっては届出
では足りず農地法上の許可が必要となる可能性があるところ、市農業委員会
事務局元職員〔B〕は当時、荒廃農地の調査・是正指導と農地の利用権設定の

両担当者であり農地造成の担当者ではなかったことから、〔A〕に対し、造成工事を推奨する一方で、造成方法、手順に関する説明や、法令遵守に対する注意喚起はほとんど行っていなかったと思われる。そのため、〔A〕は、届出さえしておけば自分の思い通りに造成工事を進めても伊勢原市から特段文句を言われることはないであろうと考えていたようである。

〔A〕は当初、1000㎡近くの広さがある3筆の土地を実質たった一人で、しかもわずか3カ月間で工事を完了させようとしたようであるが、かかる行為の実現可能性は乏しいと言わざるを得ない。もし市農業委員会事務局元職員〔B〕が、当初から造成担当者と連携し、造成担当者が〔A〕に対し当初から土地1筆ごとに届出を出させ、それが完了したら次の届出を出すことや、造成に困難な事情が生じたときは逐一自分に報告することをそれぞれ指導していたならば、本件とは異なる結果となった可能性があるように思われる。

以上より、伊勢原市が〔A〕に対し土地造成方法、手順等のアドバイスや法令遵守に関する注意喚起をほとんど行わなかったことが、〔A〕の法令違反行為を誘発した側面は否定できない。

2 〔A〕の違法行為が発覚した後の対応

(1) 伊勢原市は、平成30年7月頃から、〔A〕に対し、違反行為を是正するよう複数回の口頭指導を行ったが、〔A〕が同指導に従わなかった結果、神奈川県に上記事実を報告し、神奈川県による原状回復命令発出に至る。

〔A〕は上記伊勢原市の対応に不満を持ち、伊勢原市に対抗するため、看板設置、街宣活動等を行うようになったのに対し、伊勢原市は、〔A〕との対話ではなく、様々な法的手続により対応した。また伊勢原市は、神奈川県より〔A〕との面談に同行するよう要請されたがそれも拒否し、神奈川県に対し〔A〕に対する厳正な対処を求めた（この点、神奈川県は現在、〔A〕と頻繁に面会し、本件各農地の問題を解決しようとする強い姿勢が伺われることを付言する）。その結果、伊勢原市と〔A〕との対立は顕著となり、現在に至る。

以上の伊勢原市の対応について検討する。

(2)〔A〕は農道を使えなくしたり、本件各農地にコンテナを置いたり、伊勢原市からの是正指導に応じなかったばかりか更に農地造成の届出を追加するなどしたことは、法令違反又は不適切な行為であると評価されるべきであるから、地域における農地を守ることを使命とする市農業委員会が〔A〕に対し厳正に対処すべしとの意見を述べるのは当然の事であると思われる（なお、神奈川県も当初、〔A〕に対し厳正に対処することを検討していたようである）。

しかし、伊勢原市がそのような市農業委員会の意見に全面的に従うかはまた別の問題である。伊勢原市は、市民の利益を守るため大局的な視点から物事に対処しなければならない。本件では以下の2点について、大局的な見地から問題を解決するとの視点が不可欠であったと思われる。

第1は、本件各農地の地主（特に伊勢原市が〔A〕に対して紹介した）の救済である。本件各農地の多くは大量の残土が放置されたままであり、荒廃農地とはいえ同地主に損害が生じていることは否定できない。確かに法令違反行為を行っているのは〔A〕ではあるが、地主に〔A〕を紹介したのは伊勢原市である以上、伊勢原市は市民である同地主の利益を守るため、〔A〕の違反行為に対しては誠実に取り組み問題を解決する道義的責任があるように思われる。かかる観点から、伊勢原市が本件の処理を神奈川県に全面的に委ねた上、神奈川県に対し〔A〕の厳正な対処を求めるだけでは不十分であると言わざるを得ない。

第2に、看板設置行為、街宣活動の問題である。〔A〕が行っている看板設置行為、街宣活動に対しては市民から伊勢原市へ多数の苦情が出ており、特に街宣行為については一般市民がそれを事実上阻止しようとして〔A〕との間でトラブルが生じている等、由々しき事態となっている。

伊勢原市は上記各行為を法的手続きにより阻止しようと試みたが、〔A〕は法律を熟知していることから、そのような手続で上記行為を阻止することは

実質的に困難と言わざるを得ない（例えば、看板を付け替えればそれ毎に訴える必要があるし、街宣活動は音量を調節する等して法律の範囲内で十分行動可能である。さらに言えば、上記各行為はいずれも表現の自由として憲法上保障の及ぶ行為であるから、裁判所の認定は慎重にならざるを得ない）。

結局、伊勢原市が上記各行為に関する問題を解決するには、法的手続のみでは不十分であり、〔A〕との間で協議すること以外に解決方法は見当たらない。

（３）以上の通り、伊勢原市はこれまで、本件各農地の問題は神奈川県に全面的に委ねる一方、街宣行為等に対し法的手続を行うことで対応してきたが、大局的視点から見ればかかる対応で問題が解決できるとは考えにくく、実際問題は解決していない。以上の通りであるから伊勢原市には問題解決の姿勢が不十分であったように思われる。

そこで、伊勢原市は今後、問題解決を図るため、〔A〕との関係を修復した上、〔A〕との話し合いを実現し、神奈川県とも緊密な連携を取ることに以外に問題解決への道筋は見当たらないように思われる。この点、〔A〕も第三者委員会との面談等において、荒廃農地を解消したい、伊勢原市政を良くしたいとの希望を述べているところ、そのためには〔A〕と伊勢原市との話し合いは不可欠であるから、同話し合いの実現可能性は十分にあると思われる。

第４ 〔A〕より指摘された伊勢原市の法令違反行為等

〔A〕は、これまで伊勢原市による多数の法令違反を疑わせる行為や伊勢原市職員の不適切な対応等を指摘している。〔A〕は、そもそも伊勢原市が法令を遵守していないのに、自分に対しては厳しい態度で臨んでいることに強い不満があるようである。このような不満は、〔A〕だけではなく、一般市民も同様に感じる素朴な法感情であり放置することはできない。

地方公共団体が細部にわたり法令を遵守することは市民の信頼を得るため極めて重要な事柄であることは言うまでもない。したがって、伊勢原市としては、〔A〕の上記指摘に対し、厳しく検証する必要があるように思われる。

第 5

1 検証項目

【農地法・農振法関係】

■「引継書」、「〔A〕マップ」の存在確認について

- ・当時農地のあっせん担当だった市農業委員会事務局元職員〔B〕の「引継書」の存在について

(1) 平成29年の〔A〕の農業参入時に市農業委員会事務局元職員〔B〕より「農地造成するにあたり、農地造成工事届出等の手続きについては何もいない。〔A〕のペースで、荒廃農地対策として対象農地（串橋地区）をどんどんあっせんするので、使い勝手のいいようにやってください。」と言われた。この言ったことに対する検証をする。

市農業委員会事務局元職員〔B〕は、書面で回答し、それは〔A〕の誤解であり、農地造成は届出を出してから始めるように〔A〕には言ったと主張し、手続きについて何もいないと言ったことについて否定している。

この点、両者の主張が対立しているところ、〔A〕の主張を根拠づける資料が発見されなかったことから、市農業委員会事務局元職員〔B〕が〔A〕に「農地造成するにあたり、農地造成工事届出等の手続きについては何もいない。〔A〕のペースで、荒廃農地対策として対象農地（串橋地区）をどんどんあっせんするので、使い勝手のいいようにやってください。」と言ったことについて認定することはできなかった。

もっとも、市農業委員会事務局元職員〔B〕が〔A〕に対して、下記（3）で問題となる〔A〕マップを提供する等非常に積極的に荒廃農地をあっせんしていたことは明らかとなっている。その一方で、〔A〕が農地造成届を届け出ている事実もあるが、〔A〕から聴取したところによると、〔A〕と市農業委員会事務局元職員〔B〕とのやり取りの中で、〔A〕が点在する広大な荒廃農地を前にして手続きが煩雑となるであろうことを訴えたことに対する回答であったという話も

不自然ではない。

そうすると、「農地造成するにあたり、農地造成工事届出等の手続については何もいない。〔A〕のペースで、荒廃農地対策として対象農地（串橋地区）をどんどんあっせんするので、使い勝手のいいようにやってください。」との発言をそのまま認定することができないまでも、〔A〕がそのように受け取る趣旨の発言を市農業委員会事務局元職員〔B〕がしていた可能性はある。

- （２） 市農業委員会事務局元職員〔B〕より「〔A〕のペースでやってくれ、むやみに押し付けるな」と言ってあると、令和元年度（令和２年３月）の退職時に引継をしたと聞いている。引継書の存在と引継がされたのかについて検証する。

市農業委員会事務局元職員〔B〕は、書面による回答では、退職時の言葉については明確な記憶はないとし、引継書の作成も否定した。実際に引継書の存在を確認できなかった。「〔A〕のペースでやってくれ、むやみに押し付けるな」と市農業委員会事務局元職員〔B〕から他の職員が引継を受けたかも確認できなかった。以上からは、引継書の存在と引継がされたのかを認定できなかった。

その一方で、〔A〕は市農業委員会事務局元職員〔B〕から引継書の作成を含め上記の話を聞いたとしている。引継書の作成は職員服務規程上作成しなければならないものであり、第三者が容易には知りえない伊勢原市内部の事情であること、市農業委員会事務局元職員〔B〕が〔A〕に積極的に荒廃農地をあっせんしていたことを踏まえると、引継書の作成を含め上記の市農業委員会事務局元職員〔B〕の〔A〕に対する発言自体については、認定できないまでも、発言をしていた可能性はある。

なお、伊勢原市の職員服務規程では、軽易な事務を除き、事務引継書を作成し、後任者等に引き継がなければならないとされていることから、市農業委員会事務局元職員〔B〕がこの点に関して引継書を作成していなかったことは、職員服務規程違反に該当する可能性はある。

・「〔A〕マップ」の存在について

(3) 当時、市農業委員会事務局元職員〔B〕から渡され〔A〕が依頼された串橋地区の荒廃地対策として、あっせん農地がリストアップされた資料について、市農業委員会事務局元職員〔B〕から渡されたもの、この存在と渡した事実について検証する。

〔A〕から資料の提供を受けたので、それが存在していたことは認定できる。その資料が一見して流布しているものではないことからすると、〔A〕の主張のとおり、市農業委員会事務局元職員〔B〕が〔A〕に渡したことも認定できる。これは市農業委員会事務局元職員〔B〕が〔A〕に積極的に荒廃農地をあっせんしていたことの裏付けともなるものでもある。

市農業委員会事務局に確認したところでは、〔A〕マップは、所管課で作成していなければならない資料ではなく、課内で共有されていた資料でもなく、荒廃農地の把握や農地パトロールの実施状況を把握するため当時の担当者が作成したものと思料するとの回答であった。

そうすると、農地の利用権設定促進という観点から、市農業委員会事務局元職員〔B〕が個人的に作成した資料を〔A〕に渡しただけということになり、特に問題となる訳ではない。

■「届出も何もいない」から「届け出てもらえないか」と変容したことについて

(4) 農地造成工事届出書については、市農業委員会元事務局長〔C〕より、「最初（平成29年〔A〕の農業参入時）、農地造成工事届出書も何もいないと言っていたが、（平成30年10月頃※時期の確認）「申し訳ないが届出を出してもらえないか」と協力要請があった。この発言について検証する。

〔A〕の認識としては「農地造成工事届出書も何もいない」と言われたとのことであるが、上記（1）で指摘したとおり、市農業委員会事務局元職員〔B〕はこれを否定しており、この点は認定できないことが前提となる。

そのうえで、市農業委員会元事務局長〔C〕は、届出が出ていないことを市農

業委員会事務局で認識してから、〔A〕に対し、「届出をきちんと出してもらわないと困ります。」と口頭で伝えていたと主張しており（時期的には平成30年の夏頃とのことである。）、正確な言葉の内容までは認定できないが、〔A〕に対して届出を促す発言があったことは、〔A〕と市農業委員会元事務局長〔C〕双方が認めているので、認定できる。

そうすると、農地造成をするにあたり、農地造成工事届出書の届出が求められる以上、届出を促す市農業委員会元事務局長〔C〕の発言自体は適正であった。

もっとも、「農地造成工事届出書も何もいない」と市農業委員会事務局元職員〔B〕が言ったことについて認定できない以上、「届出も何もいない」から「届け出てもらえないか」と変容したかどうかについては検証不能であった。

（５） 市農業委員会宛ではなく、市環境対策課宛に届出する書類「他法令による埋立て等届出書」の提出は、市農業委員会事務局より「市農業委員会に出してもらえば、他法令による埋立て等届出書はこちらから市環境対策課に回しますから」と言われた。この事実について検証する。

市農業委員会元事務局長〔C〕から聴取したところでは、この発言を否定し、書類を一方的に置いていかれたとのことである。市農業委員会事務局元職員〔B〕も、担当外の職務であり、そのように言った記憶はないと書面で回答している。

実際の対応として、市環境対策課へ提出する書類であるにもかかわらず、市農業委員会に置いていかれた書類という理由で、その場で返却するわけでもなく、また指導も行わず、市農業委員会事務局の他の書類と一緒に保管されていたが、令和4年12月19日付で、市農業委員会事務局から各届出者に返却しているとのことである。

こうした実際の対応からすると、この発言は認定できないにしても、〔A〕にそのように誤解を生じさせる言動があった可能性は否定できない。当該書類は直ちに返却すべきであり、少なくとも対応としては不適切であった。

(6) 市農業委員会元事務局長〔C〕の市農業委員会総会での発言について、違反行為であると認識していないからこそ、市農業委員会総会時において「今は、届出は出されていないが、次から出してもらうようにします」との発言をしている。この発言について検証する。

調査したところ、平成31年2月27日 第12回市農業委員会総会でなされた以下の発言が上記の発言に該当するものと思われる。

〔委員〕 ということは、盛土とか何かを、今後、申請が来るということ。

〔事務局〕 そうですね。

〔委員〕 今の状態じゃあ、無届けの状態で、どんどん埋め立てちゃっているんですけど。

〔事務局〕 造成に関しては届出が必要になってきますので、そこは農業委員会の方から指導して、すべて届出を出した形での。

この発言について、〔A〕としては市農業委員会元事務局長〔C〕が「違反行為であると認識していない」ことからの発言であるとの主張であるが、市農業委員会元事務局長〔C〕から聴取したところでは、無届けであることについて違反行為であるとの認識は持っており、無届けのものについては速やかに届出を出すような形で指導していくという趣旨でのものであったとのことである。この発言自体からは、少なくとも、市農業委員会元事務局長〔C〕が無届けであることについて違反行為であるとの認識は持っていたことが窺われる。

(7) 市農業委員会総会における「届出不要から方向転換した経緯」の発言をした意図（経緯）について検証する。

検証を求めている〔A〕と市農業委員会の主張に大きな齟齬があることを前提とした話となる。検証を求めている〔A〕は「農地造成工事届出書も何もいらない」と言われたとのことであるが、農業委員会事務局としては届出不要とは考えていなかったとのことである。このことに関連して、上記（1）で指摘したとおり、市農業委員会事務局元職員〔B〕はそうした発言を否定しており、この点は

認定できない。

しかしながら、上記（１）でも指摘したが、市農業委員会事務局元職員〔Ｂ〕とのやり取りの中で、〔Ａ〕が「農地造成工事届出書も何もいない」という認識に至る市農業委員会事務局元職員〔Ｂ〕の発言があった可能性はある。

そうすると、〔Ａ〕としてみれば、上記の検証を求めるのも当然ではあるが、〔Ａ〕と市農業委員会事務局の主張に齟齬があり、〔Ａ〕の主張を認定できない以上、〔Ａ〕の主張を前提としての検証は不能であった。

■お互いに「荒廃農地の再生」を目的に、市農業委員会とも協議してきたにも関わらず、突如としてなぜ、神奈川県に命令処分を出すような書類を出したのかについて

（８） 荒廃農地の再生をすることが目的に動いてきたことには間違いない中、伊勢原市がなぜ、神奈川県に命令処分を出すような書類を提出したのか。この内容について検証する。

- ・ 荒廃農地再生として、湿田・沼地だったので埋立てして畑にしようと進めてきた。
- ・ 伊勢原市役所にも何回も足を運び、協議して合意を得ながら作業を進めていったつもりである。
- ・ 命令処分されるようなところまで、こちらは非協力的な行動はとっていなかった。
- ・ 違反転用とされた経緯として、地元の一部からの苦情により、伊勢原市は手の平を返したように、手続きが必要であるとし、神奈川県に違反造成報告がされ、原状回復命令がされた。

当初、市農業委員会事務局元職員〔Ｂ〕が〔Ａ〕に対して積極的に荒廃農地をあっせんしており、「荒廃農地再生」を目的に〔Ａ〕と伊勢原市（市農業委員会）とは協力的な関係にあったことは明らかである。

しかし、市農業委員会元事務局長〔Ｃ〕から聴取したところ及び関係資料から

は、その後、〔A〕の農地造成に違反行為が認められたことから、伊勢原市又は神奈川県単独で、あるいは伊勢原市と神奈川県合同で、口頭又は文書で複数回に渡り〔A〕に是正指導をしていることが認められる。それでも是正されなかったもので、最終的に市農業委員会内で協議をし（地元の一部から苦情が出ていたことも考慮要素の一つであったとのことである。）、市農業委員会の決裁を経て、農地法違反の関係で是正指導を求める文書を神奈川県に提出したとのことである。

以上からすると、〔A〕の認識とは大きな齟齬があり、実際の〔A〕に対する是正指導の具体的な内容は問題となるものの、市農業委員会としては突如として是正指導を求める文書を神奈川県に提出した訳ではない。

■農地造成工事届出の工事完了報告書を受け付けず、是正指示の明確な説明について

- （９） 農地造成届について、完了報告書を持って行ったときに受け付けなかったり、拒んだ。その理由を聞いたところ、「水路から６０センチ離れていないと思います」、「角度がこれだと思います」とか、現地を見ている訳で、明確な是正指導がなかった。このことについて検証する。

市農業委員会元事務局長〔C〕から聴取したところによると、当時、農地造成に関し問題があった場合に、何が問題で、どのように是正すべきであるかといった点を、本件に限らず、「口頭でおおまかに指摘」する程度で、対象者が問題点を明確に認識し是正できるよう「書面での是正指導」はしていなかったとのことである。

農地造成に関し、市農業委員会側で問題点を認識しながら、対象者に明確な是正指導をせず、完了報告書提出段階でその受領を拒むような対応は不適切であった。

■原状回復命令に反して「造成を進めて構わない」とした発言について

- （１０） 原状回復命令（令和２年５・６月）後、それに反して、当時の市農業委員会事務局長が「（農地造成を）やっちゃってくれ。（構わない）」と言った。

このような発言があったかについて検証する。

市農業委員会元事務局長〔C〕に聴取したところでは、市農業委員会元事務局長〔C〕は上記の発言をしたことを否定している。その一方で、〔A〕から聴取したところでは、〔A〕は、原状回復命令が発出されて、市農業委員会元事務局長〔C〕に相談に行った際、上記の発言があったとしている。この点の両者の主張は対立しており、〔A〕の主張を根拠づける資料が発見されなかったことから、上記発言について認定することまではできなかった。

もっとも、原状回復命令が発出されていて、市農業委員会で〔A〕による農地造成を更に推進する理由を見出しがたい。このような中で、最初の原状回復命令が発出された後に、2回目の原状回復命令が発出された土地について、伊勢原市は、既に神奈川県に違反転用を報告し、市農業委員会として違反転用を認知していながら、〔A〕からの造成届出書（書面に形式的不備もあった）を受け付けていることについて、適切かは疑問が残る。

- （１１） 農地造成をすることがダメであれば、続けるべきではなく、「（農地造成を）やっちゃってくれ。」と言っておきながら、神奈川県に違反事案を報告している。この理由について検証する。

上記（１０）で指摘したとおり、市農業委員会元事務局長〔C〕は当該発言を否定していることから、検証は不能であった。

【農業経営基盤強化促進法】

■利用権設定に係る合意解約手続きと納税猶予適用の便宜について

〔D〕と(株)〔A〕農園による利用権（使用貸借）の設定解除手続き
利用権（使用貸借）の設定解除手続きについて

- （１２） 当事者双方による口頭での意思表示のみにて事務処理が完結しているのか確認するとともに、この合意解約が口頭で処理できるのかについて検証する。
（日付がないものを預かったことも併せて検証する。）

・〔D〕が事務局より「合意解約届出書」を提出せずに口答で良いと説明され

た。

- ・当事者双方の意思により解約が合意されていた。
- ・令和３年当時の市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕が〔Ｄ〕に対し「いいです。こっちでやっておきますから」と合意解約届出書の提出を不要とした。

合意解約した場合、合意解約届出書を市農業委員会に提出するのが通常であり、当事者双方による口頭での意思表示のみでは事務処理は完結しない。そのため、この合意解約を口頭では処理できないことになる。

日付がないものを預かったということについては、〔Ａ〕の主張するところでは、〔Ｄ〕が市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕に預けたということであるが、市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕から聴取したところでは確認できず、〔Ｄ〕からは聴取ができなかったため、確認できなかった。なお、市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕は〔Ｄ〕からは令和３年６月３日付「農地の使用貸借の合意解約通知書」という書面を受理しており、それが〔Ａ〕の主張する書面である可能性はある。

〔Ｄ〕が農業委員会事務局より「合意解約届出書」を提出せずに口頭で良いと説明されたという点に関しては、〔Ｄ〕から聴取ができなかったため、確認できなかった。

市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕も〔Ａ〕及び〔Ｄ〕の署名捺印のある合意解約届出書を受領していないことは認めている。市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕としては、双方解約することに合意していると〔Ｄ〕が言っていることを踏まえて（市農業委員会から〔Ａ〕に確認はしていないものの、当委員会が〔Ａ〕から聴取したところでは、〔Ａ〕も解約に合意したこと自体は認めている。）、一応合意解約したと市農業委員会も捉えて、〔Ｄ〕の署名捺印しかない上記通知書を受理したとのことである。

本来、〔Ａ〕及び〔Ｄ〕の署名捺印のある合意解約届出書を提出してもらわなければならないことからすると、市農業委員会の対応は不適切であった。

合意届出書の提出を不要としたことに関して、市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕

は〔D〕に対して「いいです。こっちでやっておきますから」と言った記憶はないとのことである。実際に〔D〕から「農地の使用貸借の合意解約通知書」が市農業委員会に提出されていることからすると、合意解約届出書に代わる「農地の使用貸借の合意解約通知書」に関する助言はあったが、上記発言はなかったと考えるのが自然である。

もっとも、〔D〕が営農している証明を提出するよう税務署から話があり、市農業委員会事務局元係長〔E〕は、その書類をこちらで用意する旨の発言は〔D〕にしたとのことである。

■相続税の納税猶予に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明」（農委発行）について

納税猶予適用の便宜について

- (13) 〔D〕（最初に伊勢原市があっせんした地権者）は、利用権（使用貸借）の設定解除後において、相続はしたものの1回も農業をしていない。ずっと荒れているのに、市農業委員会は、嘘をついて「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を発行した。ことについて検証する。

市農業委員会としては、〔D〕の土地に限らず、伊勢原市の農地全般に関し、現状では耕作されていなくとも、草刈等管理をしている土地で農地として利用できる状況であれば、証明書を発行しているとのことである。

市農業委員会事務局元係長〔E〕から聴取したところでは、〔D〕の土地に関しても、一部盛土をされている部分については納税猶予を解除したが、それ以外の部分は草刈をしてもらい、そのうえで他の農地と同様に証明書を発行したとのことである。

〔D〕に限らず、伊勢原市の農地全般に関しそのような運用をしているのであれば、運用自体の適否は別途検討の余地はあるが、公平性の見地からは、〔D〕の土地に関して「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を発行したことは必ずしも不適切ではなかった。

(14) [D]曰く、令和3年度当時の市農業委員会事務局元係長[E]が『言うことを聞いたら、税務署に嘘をついて「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を発行してやる。その条件として搬入土砂を撤去すること。』と聞いている。この発言について検証する。

[A]から聴取したところでは、[D]と解約の話をした中で、上記の話が出てきたとのことである。その一方で、市農業委員会事務局元係長[E]から聴取したところでは、[D]に対して、土砂を撤去しないと、当該部分の証明書を出せないということは伝えたとのことである。

したがって、土砂を撤去しないと、当該部分の証明書を出せないと言ったことは認定できるが、[D]から聴取できなかったのもので、その余の部分は証言が対立するため検証することができなかった。

(15) それに伴い、[D]が[A]農園との利用権(使用貸借)の解約を[A]に申し出てきた。[A]としては、「そういう事情であれば、こちらが望んで借りわけじゃないので、合意解約書を出しましょう」と言ったら、市農業委員会事務局元係長[E]「こっちでやっときますからいいです。」とされた。この発言と、[D]より「市農業委員会事務局元係長[E]から脅迫されて困った」と話があったことについて検証する。

上記(12)で指摘しているが、合意解約届出書の提出を不要としたことに関して、市農業委員会事務局元係長[E]は[D]に対して「こっちでやっておきますからいいです。」と言った記憶がないとのことである。実際に[D]から「農地の使用貸借の合意解約通知書」が市農業委員会に提出されていることからすると、合意解約届出書に代わる「農地の使用貸借の合意解約通知書」に関する助言はあったが、上記発言はなかったと考えるのが自然である。

[A]から聴取したところでは、[D]が[A]に対し上記発言をしたとのことである。その一方、市農業委員会事務局元係長[E]から聴取したところでは、[D]を脅迫した事実はないと否定した。結局のところ、[D]からの聴取が不

可欠となってくるが、〔D〕から聴取できなかったので、市農業委員会事務局元係長〔E〕による〔D〕に対する脅迫の事実は認定することはできなかった。

■利用権の更新に対する妨害行為について

（１６） 〔A〕個人と〔F〕との利用権（貸借）設定の解約については、市農業委員会前事務局長〔G〕が「更新手続きはさせません」などと発言し、地元や地権者にも進言していた。このことについて検証する。

市農業委員会前事務局長〔G〕から聴取したところでは、上記発言を明確に否定した。下記（１７）とも関連するが、「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２のイの要件を満たしていないため、貸借を『更新することはできません（更新を行うことはできません）』」という〔A〕に対しては令和５年３月２９日付及び〔F〕に対しては令和５年３月３１日付で発出した通知書がある。そうすると、そもそも更新手続きができないとの書面を発出しているにもかかわらず、市農業委員会前事務局長〔G〕が「更新手続きはさせません」との発言を殊更にする理由は見出しがたい。また地権者である〔F〕からも聴取をしたが、通知書受領前に市農業委員会前事務局長〔G〕から直接の話はなかったとのことであり、通知書以上のものは確認できなかった。

したがって、上記発言は認定できなかった。

（１７） 〔F〕との農地貸借については、期間満了（令和５年４月３０日）前において、市農業委員会前事務局長〔G〕が「契約延長（更新）させません」などと発言したことについて検証する。

- ・ 貸借期間５年の期間満了により、そのまま更新手続きしなければ、解約となる。
- ・ わざわざ市農業委員会通知にて「借受者である〔A〕に問題があるから、期限満了以降の更新はさせない。」双方に通知された。（令和５年３月３１日）

上記（１６）の検証と重なるが、市農業委員会前事務局長〔G〕から聴取したところでは、上記発言を明確に否定した。〔A〕及び〔F〕に対し市農業委員会

会長名義で発出された文書にも「更新はさせない」ではなく、「更新はできない（更新を行うことはできない）」と記載されている。また、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき通知を発出したとのことであり、「わざわざ」とあるが、根拠に基づく通知とのことである。繰り返すが、そもそも契約延長ができないとしている書面を発出しているにもかかわらず、市農業委員会前事務局長〔G〕が「契約延長（更新）はさせません」との発言を殊更にする理由は見出しがたい。したがって、上記発言は認定できなかった。

（１８） 下記のとおり、第三者検証で〔F〕に市農業委員会前事務局長〔G〕のデタラメな発言（〔F〕への脅迫、集団訴訟の提起の進言）について検証する。

- ・（〔F〕に聞いたところ）通知を受け、〔F〕は市農業委員会前事務局長〔G〕に対し、「おかしいじゃないか」と苦情をした。
 - ・「土砂が崩れたり、全量撤去になったら、その費用として１億はくだらない。」と〔F〕は脅迫された。
 - ・法的には、行為者自分（〔A〕）である。借りている間に造成をし、指導されるべきは自分である。そういうデタラメな説明で〔F〕を脅迫している。
- 「〔A〕に対し集団訴訟を起こしませんか。」との発言もあり。

まず、〔F〕が「おかしいじゃないか」と苦情したことについて、市農業委員会前事務局長〔G〕から聴取したところでは、〔F〕に対し通知を発出した後、令和５年４月１８日に〔F〕及び〔F〕の姉と面会したが、苦情は無かったと否定した。一方で、〔F〕及び〔F〕の姉からも聴取したが、「おかしいじゃないか」と発言したことは否定したが、自分たちは被害者である旨を伝えたとのことである。また、当時の記録によると、原状回復命令について地権者に話がなかったのは理解できない、賃借が解除されたから今の状態で農地が地権者に戻るということでは納得がいけないとの発言が認められる。

以上からすると、「おかしいじゃないか」という言葉は双方が否定しているため、そのような言葉による苦情はなかったと認定できるが、〔F〕が市農業委員

会に対して苦情を伝えていたことは認定できる。

次に、「土砂が崩れたり、全量撤去になったら、その費用として1億はくだらない。」と〔F〕は脅迫されたことについて、市農業委員会前事務局長〔G〕から聴取したところでは、原状回復に関連して1億円という数字は出したかもしれないが、それは〔A〕が全部やるとしたら総額その程度はかかるのではないかと、いうことをたとえ話としてしたとのことであり、〔F〕も理解しながら聞いていたと思うとのことで、脅迫について否定した。もっとも、行為者が是正しない場合、最終的に地権者に責任が及ぶことには言及している。一方、〔F〕及び〔F〕の姉から聴取したところでは、市農業委員会前事務局長〔G〕との話し合いの中で、1億円という数字が出てきたことは認めており、脅迫ではないものの、圧をちょっと感じたとのことである。両者の話からすると、原状回復に関連して1億円という数字が出たことは間違いないが、〔F〕が脅迫されたことまでは認定できなかった。

最後に、「〔A〕に対し集団訴訟を起こしませんか。」との発言があったかについては、市農業委員会前事務局長〔G〕から聴取したところでは、〔F〕から他の人からもこのような相談を受けていないのか聞かれた際に、原状回復について伊勢原市の顧問弁護士からは裁判をやっても負けることはないとの指導を受けていたことから、やってみたらどうですかという趣旨の話をし、一人でやるのが大変だったら、集団でやるのも一つではないですかとの趣旨の話もしたとのことである。その一方で、〔F〕及び〔F〕の姉から聴取したところでは、ICレコーダーにはそのような発言はないと明確に否定した。また、当時の記録にも市農業委員会側で集団訴訟を促すような発言はなかった。

以上からすると、市農業委員会前事務局長〔G〕が上記発言を認めていることから、地権者に対し原状回復のために集団訴訟を起こすのも一つの方法であるという示唆があったが、〔F〕はこれを否定していることから、この発言は他の地権者に対する発言であったと思われる。

市農業委員会前事務局長〔G〕の発言は、話の流れの中で出てきただけのことであり、法的アドバイスに過ぎず、不適切ではなかった。

【その他】

■市農業委員会前事務局長〔G〕等が個人で提訴した訴訟に対する伊勢原市の関与について

（１９） 市農業委員会前事務局長〔G〕（個人）等による警察への告発文の開示と伊勢原市の関与について。関与があったかなかったかについて検証する。

- ・市農業委員会前事務局長〔G〕や市農林整備元担当課長〔H〕が、個人として名誉棄損の刑事告発したことについて、その告発内容と伊勢原市の関与があったのかを検証する。

市農業委員会前事務局長〔G〕及び元市農林整備元担当課長〔H〕の両者から聴取したところでは、伊勢原市から刑事告発（告訴）についての意向確認が両者に対してあり、伊勢原市の関与はあった。市農業委員会前事務局長〔G〕は、弁護士を入れず、個人で伊勢原警察署に相談に行き、やり取りしながら告訴状を作り提出したとのことである。市農林整備元担当課長〔H〕は、個人的に刑事告発（告訴）するつもりはなかったが、伊勢原市からの意向確認を契機として、市農業委員会前事務局長〔G〕の刑事告発（告訴）が先行していたこともあり、やはり個人で伊勢原警察署に行き、やり取りしながら告訴状を作り、告訴したとのことである。

告発文（告訴状）の開示については、両者とも、個人の問題であることから、控えたいとのことであり、当委員会としても強制調査権があるわけではないので、了承した。

市農業委員会前事務局長〔G〕及び市農林整備元担当課長〔H〕には、公務員としての存在と個人としての存在が併存するので、個人として名誉棄損の刑事告発（告訴）すること自体は個人の自由であり、伊勢原市が意向確認したことも、伊勢原市に業務上関係する事柄であったことから、状況把握の必要性という観点

から不適切ではなかった。

■市農業委員会前事務局長〔G〕による市議会での誤った答弁の是正について

(20) 市農業委員会前事務局長〔G〕等による市議会での答弁について、
「コンクリート混入による廃掃法違反」、「農地への看板設置による農地法違反」、
「看板・街宣行為者の把握」について、既に神奈川県農地課からの回答で「違法性はない」を得ているはずであり、議会での答弁が誤っているため訂正答弁すべきである。

議会のルールを確認し対応手法について検証する。

議会のルールであるが、議会で誤った答弁をした場合、議会の手引きに基づき以下のように運用しているとのことである。

- ・議会の会期中であれば議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。
- ・発言の取消し・訂正はその会期中に限るものであり、閉会後は、これを求めることはできない。
- ・発言の訂正は、原稿や数字の読み間違い等に限定されるもので発言の趣旨を変えることはできない。
- ・発言の取消し・訂正に関する会議規則の規定は、議員についてのみ適用されるものであるが、長等執行機関の議会での発言について明文規定がなくとも、同様の手続きによって、取消し・訂正できると解すべきである。

市農業委員会前事務局長〔G〕の発言を確認したところ、令和2年12月17日、令和2年12月定例会において、「このような掲示物を農地に設置する場合には、食料供給の基盤である優良農地の確保という観点から、県知事の転用許可が必要になりますが、本事案につきましては、転用許可を受けずに無断で設置された農地法に違反する行為と判断しまして、本年9月15日付で、県知事へ違反転用事案として報告したところでございます。」との発言がなされている。また、令和5年9月26日、令和5年9月定例会において、「産業廃棄物の混入につき

ましては、伊勢原市農業委員会におきましても、対象農地の土砂に瓦礫類が混入していることを目視によって確認し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれがありましたことから、令和4年3月には伊勢原市農業委員会の会長が神奈川県知事に対し、産業廃棄物の所管課と連携した対応を図っていただくよう要請したところでございます。このことを踏まえまして、現在も伊勢原市、農業委員会、神奈川県の三者によって、本事案の解決に向けた協議を進めているところでございますが、農地法をはじめとする関係法令の解釈や見解が一致していない部分がございます関係で、現時点では対象農地全体の是正方針が決定していないといった状況がございます。」との発言がなされている。

その一方で、市農業振興課からの照会に対し、令和4年9月5日付、神奈川県湘南地域県政総合センター農政部農地課名義で、当該看板設置について、「単管パイプを土の中に設置する土中建込で設置されており、看板及び支持物が極めて小規模で簡易な構造であり、農地の支持脚部分に限られているような場合は農地転用には該当しないもの、との見解が国から示されている、よって、農地転用に当たらない行為であるため、農振法の開発行為とも言えないものと判断され、看板設置の可否については、農振法上、言えない。」との回答がなされている。また、伊勢原市農業委員会事務局長名義での照会に対し、令和4年9月16日付、神奈川県環境農政局農水産部農地課長名義で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係について、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画が定められているため、形式上、行為者（法人）は、同法の目的（効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与すること）に沿った農地利用（＝農地造成）をしていることになり、加えて、行為者（法人）は、農地所有適格法人でもある。（農地所有適格法人の判断は、貴農委の見解による。）、行為者は、がれき類等について、農地造成上有用な資材として搬入したものと主張しているが、これまでの現地調査の結果では、水たまりが見られるようなこと

もないなど、このような事情の下では必ずしもこの主張を否定できない、廃棄物部局において、農地造成上有用な資材として搬入したと判断されるのであれば、廃棄物関係法令の指導の対象にはならないと考えている、」との回答が、さらに、優良農地に設置された看板について、「農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）においては、第 15 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する「簡易な行為」に該当し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 36 条第 1 項 2 号ニに規定する『建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が 90 m²以下であるもの』に該当する。そのため、農振法上、許可不要である。また、農地法においては、看板及びその支持物が農地の大部分を占有し、その土地の主たる利用目的が看板設置にあると認められるような場合でない限り、農地転用にも当たらない。」との回答がなされている（なお、当該回答には令和 3 年 3 月 22 日に貴農業委員会事務局長には説明済みであるとの記述もある。）。

そうなると、市農業委員会前事務局長〔G〕の看板設置に関する当時の判断は神奈川県の見解とは異なることになる。その一方で、コンクリート混入による廃掃法についての発言は、必ずしも事実と異なることを言っている訳ではないと言える。

そこで、議会のルールを踏まえ何らかの答弁をすべきかが問題となるが、訂正が必要であったとしても、そもそも閉会后であるから訂正答弁はできない。

もっとも、令和 3 年 3 月 22 日に貴農業委員会事務局長には説明済みであるとの神奈川県からの回答を前提とすれば、令和 3 年 6 月 25 日、令和 3 年 6 月定例会において、看板設置についての質問が出ていることから、その際に看板設置についての神奈川県からの回答に言及する機会はあったと言え、言及すべきであった。

■ 利用権設定手続きに対し、「要件不適合」とされたことについて

（21） 〔I〕、〔J〕、〔K〕所有農地の利用権設定（使用貸借）の設定手続

きに対し、「要件不適合により設定しない」とされた件について、その根拠と不適合とされた書類の現状（受付・保管状況）及び地権者への説明の有無について、また、その事務処理が適正であったかについて検証する。（借受者であった〔A〕は説明を受けていない。）

令和元年8月19日に、〔A〕から株式会社〔A〕農園を借受者として提出された農用地利用集積（賃貸借・使用貸借）計画書兼申出書については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に合致しない者であるため、当該申出に基づく農用地利用集積計画（案）を作成しないことについて、令和元年8月26日付で市農業委員会で決裁されている。その理由であるが、〔A〕が行っている違反造成に対して、行政指導を行うも解消されず、農地法第51条第1項に該当する者として平成31年4月17日付で神奈川県知事に対し違反転用事案報告を行っている。本件は、株式会社〔A〕農園の代表取締役である〔A〕が耕作者として常時従事することになると思われ、全部効率利用できない、とのことである。上記農用地利用集積（賃貸借・使用貸借）計画書兼申出書については、令和元年8月19日付で市農業委員会の受付印があり、当委員会に資料として提供されたことから現存するものと思われる。

令和2年6月8日に、同様の農用地利用集積（賃貸借・使用貸借）計画書兼申出書が提出されているが、既に神奈川県の前状回復命令が出ていたこともあり、作成しないこととして、令和2年7月1日付で市農業委員会で決裁されている。

地権者への説明については、〔I〕及び〔J〕に関しては記録が残されていないが、令和2年7月1日に〔K〕に説明をしたことの記録が残されている。それによると、〔K〕からは異議申し立ては特になく、〔A〕には〔K〕から連絡しておくとのことであったため、〔A〕には説明していない。

事務処理自体は内部手続を踏んで決裁されており適正であったが、地権者への説明に関しては、〔A〕に説明していない点は不十分であった。

■コンプライアンス推進担当の職員人事について

(22) 今回（令和7年4月）の人事異動では、裁判などの案件に関わっている企画部の職員を配置したことについて、こちら側（〔A〕側）にしてみると、悪意があるともとれる、内部での情報漏洩がされることもあると考える。この人事異動に当たり意図的に悪意があって行ったものなのかどうかについて検証する。

当時の人事担当職員から聴取したところでは、コンプライアンス推進担当が設置されたのは、〔A〕との問題に対する対応が直接の契機ではあるが、それだけにとどまらず、コンプライアンスが社会的に問題となっており、伊勢原市全体の法令遵守を徹底する司令塔としての役割を担う係が必要になったからであるとのことであった。伊勢原市としては、〔A〕との問題以外にも対応するため、「推進力」のある人物を適材適所で選んだと説明している。

もともと、〔A〕との問題に対応する必要もあることから、〔A〕に直接対応した職員や〔A〕との裁判に直接関わった職員は除外したとのことである。

したがって、伊勢原市の説明を前提とする限り、〔A〕との関りのある人物を除外した上で、「推進力」のある人物を適材適所で選んだ結果として、企画部の職員が配置されたが、配置以前に〔A〕との関りはなかったことから、伊勢原市側に意図的な悪意があって行ったことまでは認定できなかった。

■〔L〕管理地・〔M〕土地の違法小屋・作付け問題について

(23) 市農業委員会事務局元職員〔B〕が担当の頃から、〔L〕管理地や〔M〕所有地で素人による違法小屋建設や作付けが行われていることを市農業委員会事務局元職員〔B〕が把握し、改善を試みた経緯があるが、依然として対応がされていない、このことについても検証する。

市農業委員会に確認したところ、農地台帳上は〔L〕管理地及び〔M〕所有地とされる農地は存在しなかった。

市農業委員会事務局元職員〔B〕からの書面による回答によると、記憶に残る

ものはないとのことである。但し、自分の担当業務が荒廃農地の調査・是正指導と農地の利用権の設定のみであるのに対し、農地に小屋を設置することは農地法5条の違反転用に関係してくる事案であり、所有者以外の作付けについては農地法3条に関係してくる事案である。それらは自分の担当外のことであるから、把握していれば担当に伝えていると思うと曖昧な回答をし、担当外のことについて何らかの改善策を試みることはなく、改善を試みたことについて否定した。

〔A〕には違法小屋又は違法作付けの具体的な場所を地図上に○をつけて2か所指摘してもらったが、市農業委員会で現地を確認したところ、1か所にはそもそも建物はなく（これについては当委員会でも航空写真で確認した）、もう1か所には建物は存在したが、市農業委員会としては農業用施設と判断している。その小屋について建築基準法上の「建築物」であるかは判断できない。また、所有者以外の耕作者の存在については確認していないとのことである。

〔A〕は市農業委員会事務局元職員〔B〕から聞いたというものの、市農業委員会事務局元職員〔B〕は、把握について曖昧な回答をし、改善を試みたことについて否定しているところ、改善を試みた等を根拠づける資料が発見されなかったため、市農業委員会事務局元職員〔B〕が把握し改善を試みたことについて認定できなかった。そのため「依然として」対応がされていないのかについても同様に認定できなかった。

■河川の違法掘削行為の検証について

（24） 鈴川の河川区域内に所在する農業用水路の掘削工事については河川法違反で支払い命令が出ているが、もうすでに神奈川県から仮復旧前から元の現状に戻してくれと、元々の言われている段階であるが、当初、伊勢原市が用水路を素掘りする際に、1日で用水路を掘らしてくれと言ってきたので、職員が掘るものだと思って許可したが、建設会社の重機で水路を掘削する状況になった。聞いていた内容と違いがあったことから市農林整備元担当課長〔H〕とトラブルになった。この工事を発注した内容を把握しないで、新たな掘削工事を行う

など、担当者が当時の経緯を知らずに対応していることも不自然であり、伊勢原市として当時どういう工事を発注していたのかも確認せず、次の作業を行うなど担当者の対応について検証する。

伊勢原市が用水路を素掘りすることに関し、〔A〕は職員が掘るものだと思って許可したと主張しているところ、この点に関しては、伊勢原市側にも手堀りであろうとした写真が残っているとのことであるから、〔A〕の主張のとおりであり、当初、〔A〕及び伊勢原市とも職員が手堀りする認識であったことは認定できる。ところが、市農林整備元担当課長〔H〕が随意契約で建設会社に工事を発注して、建設会社が重機を入れて工事をしていたのを、偶々〔A〕が通りかかって見たことから、聞いていた内容と違うということで問題となったことも認定できる。市農林整備元担当課長〔H〕も〔A〕とトラブルになったことを認めている。

その後、担当者が変わったが、本来であれば、上記（２）でも言及しているが、前任者は職員服務規程上引継書を作成しなければならないところ、この点に関する引継書が作成されず、後任者との間で十分に引継がなされなかった。そのため、後任者は、当時の事情を十分に把握せず、前任者が発注した工事の内容も確認しないまま、次の作業として掘削工事した部分の埋め戻しを〔A〕に提案したとのことである。

これら一連の対応は、〔A〕との意思疎通が十分でなかった上（重機を入れて工事をするのであれば、事前に〔A〕とその工事内容について協議すべきであった。）、後任者との引継も十分になされておらず、一連の対応は不適切であったと言わざるを得ない。

※〔A〕によると、「新たな掘削工事を行うなど」という点は誤りとのことである。

■消防署の違法建築について

（２５） 消防署の違法建築について、軽い感じでしか発表していないが、伊勢原

市が管理する、その土地に違法建築を繰り返して、解体したことの事実確認をした上で、公表する必要があることと、この違法建築による被害について検証する。

伊勢原市のホームページ上で上記事案について公表し、違法建築の疑いがある工作物や建築物を全て撤去したことを報告しているが、違法建築の疑いがある建築物が10か所あったことを踏まえると、違法建築の疑いがある建築物の建築に至る経緯等事実関係についての説明がホームページ上の内容では不十分であったと言わざるを得ず、対応と同時に前提となる事実関係を正確に公表すべきであった。

なお、この違法建築の疑いのある建築物による実損害は具体的には確認されなかった。

■〔N〕新聞への対応について

(26) 2021年3月27日付記事において、伊勢原市役所によると「毎日いろんな声が届いている。設置者とのトラブルはなく、具体的な原因は分からない。伊勢原市としては神奈川県や警察にも相談しているが、強制的に撤去することは法律上難しい。設置者本人にも働きかけをしているが、具体的なものは見えてこない」と掲載されているが、〔A〕によると、伊勢原市（市農業委員会事務局長）はこの発言を否定している。この対応について検証する。

伊勢原市の広報窓口である広報戦略課職員から聴取したところでは、広報戦略課としては〔N〕新聞にそうした回答をしたことはないとしており、他の部署で取材を受け回答したかは把握できていないとのことである。また、令和7年5月14日に市農業委員会事務局長が〔A〕と面会した際の記録が残っているが、市農業委員会事務局長は、当時の関係職員、市農業委員会事務局に確認したところ、掲載にあるような伊勢原市の見解を求められるような、取材に応じた事実は確認されず、記録も残っていない旨の回答をしている。

しかしながら、報道内容が相当程度具体的であることからして、設置された看

板の問題についての事情をある程度知っている職員による〔N〕新聞の取材に対する回答であったことはほぼ間違いない。

そこで問題となるのは伊勢原市の報道機関への対応である。当時からこの問題は伊勢原市民にも相当程度認知されていたことから、報道機関への対応を一本化して広報戦略課を通じて対応すべきであり、個々の職員を含む伊勢原市の対応として不適切であった。

2 追加検証項目

(27) 伊勢原市議会 6 月定例会で担当した元職員〔O〕の傷害事件について

傷害事件に対する対応（謝罪・補償）を検証する。不退去罪の適用について検証する（過去に不退去の例はあるのか）。

令和3年6月25日、伊勢原市議会本会議に〔A〕が傍聴のために来場し、本会議休憩中から、自らの主張をし始め、本会議再開後もやめなかったため、議長が、これに対し退去を命じた。しかし、なお、〔A〕が傍聴席に留まったため、市から伊勢原警察署に通報し、署員同行のもと議場から退去させた。

〔A〕は、退去命令を受けた際、促す市職員が体に触れたことを理由に傷害罪の被害届を伊勢原警察署に提出したと主張しているが、傷害の事実があったかどうかを確認することはできなかった。また、経緯は、上記のとおりであるから、伊勢原市が、〔A〕に対し謝罪・補償等の措置を取らないことは何ら違法ではないし、不適切でもない。

なお、伊勢原市において、過去に議会中の傍聴人に対する不退去罪の適用例はないが、不退去罪での告訴は何ら違法ではなく、不適切でもない。

(28) 伊勢原市消防署の建築基準法違反の対応について

伊勢原市消防署の敷地内に、建築基準法違反の建物があった件について、市のホームページでは、写真を1例しか掲載していないことについて、検証する。

伊勢原市は、令和5年12月19日、伊勢原市消防署の敷地内の10の建物が、建築基準法に違反している疑いがあるため、神奈川県知事に報告するよう求められた。

伊勢原市のホームページでは、そのうち、1例の撤去前の画像と撤去後の画像が「具体的な事案の例」として掲載されている。

なお、伊勢原市のホームページは、幾つの建物について、建築基準法違反疑いが指摘されたかについて記載はない。

この伊勢原市の対応は、違法ということはないが、伊勢原市の建築基準法

違反の疑いがある事案を実際より小さく誤解させる可能性のあるものといえることができ、適切ではなかったといえる。

(29) 竿頭綬の返納について

竿頭綬は、施設管理に優れている消防署が授与されるもののはず。上記(28)の事案があったにも関わらず、伊勢原市が受け取るのは不当であり、返納すべきか検証する。

令和6年3月4日、伊勢原市消防本部と伊勢原市消防団が竿頭綬を授与された。

竿頭綬は、「防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施についてその成績が特に優秀なもの」に該当する消防機関に授与するとされている。

上記(28)の建築基準法違反疑いの事案が存在することは、消防施設の管理という観点から一定の問題を含むものではあるが、そのみをもって、竿頭綬の授与要件を欠くものと断定することはできない。

また、市消防本部と市消防団としては、特に竿頭綬を返納する意思はない。

このことは、特に違法とは認められない。

(30) 消防車両等(119希望番号)の取り付けについて

消防車両等のナンバープレートの番号を119にしているのは、税金の無駄ではないか、検証する。

伊勢原市の所有する救急、消防の自動車23台のうち、4台に119のナンバーをつけていることが確認された。

このナンバー取り付け費用は1台4000円から5000円程度だとのことであった。

このようなナンバーをつける理由は、国民の安心と安全を象徴する番号であること、市民への啓発効果を狙ったこと、とのことであった。

このような目的及び支出額に照らすと希望のナンバーをつけることは、違法とは認められず、また、不適切とは断定できない。

(3 1) 鈴川の河川法違反の対応について

鈴川の河川法違反の経緯について、伊勢原市のホームページにおける謝罪が事実を矮小化している。かかった費用を記載すべきであったかを検証する。

上記の件について、伊勢原市は、「鈴川の河川区域内に所在する農業用水路の掘削工事について」と題する謝罪文をホームページに掲載している。このうち「本件に関する経過概要」は神奈川県から原状回復指示を受けたことを含め、かなり詳細に事実の経過を記載している。

また、「当面の危険を防除するため、5.に記載した県が行った法面の保護工事については、河川法第67条（原因者負担金）に基づき、令和7年4月、市が県に費用弁償しました。」との記載があり、要した費用の記載はない。

しかし、行政がこのような説明を行うに当たり、必ずしも支出額をホームページ上に掲載しなければならない法的義務があるとは認められない。また、掲載されている内容は事実を詳細かつ具体的に記載しており、矮小化したものと認めることもできない。

したがって、本件について、ホームページ上に費用の具体的金額を記載しなかったことをもって、違法又は不当であると評価することはできない。

(3 2) 警察捜査で出てきた書類についての審査会について

市農業委員会事務局に提出する「農地造成工事届出書」と併せて市環境対策課に提出すべき「他法令による埋立て等届出書」を市農業委員会事務局が預かり、内部で市環境対策課に回付すると説明していたのに、実際には、回付されなかった件について検証する。

実際、「他法令による埋立て等届出書」は市農業委員会事務局が保管していた。

この点、当時の市農業委員会事務局と〔A〕との関係を考えると、市農業委員会事務局が、内部で回しておくといった可能性は、ないとは言えないが、内部で回しておくといったという認定までには至らなかった。

しかし、〔A〕が「内部で回しておく」と言われたと誤解するような対応が

あった可能性は否定できない。

その意味で、当時の市農業委員会事務局における説明及び書類の取扱いには、誤解を生じさせる余地があり、行政事務として必ずしも適切であったとはいえない。

(33) 謝罪看板の対応について

〔A〕の設置した謝罪を求める看板について、5枚分しか裁判を起こしていないにもかかわらず、30枚近くあった全部に対応しているかのように誤解をさせる議会での発言について、検証する。そもそも〔A〕に対して裁判を起こすこと自体が適切であったかを検証する。

この点、市議会における令和6年3月21日の市前企画部長〔P〕の発言「まず、増加する看板についてのご質問でございます。当初設置されました市長に謝罪を求める看板につきましては、市長が自ら裁判を提起いたしまして、今まさに裁判所で争われている状況でございます。また伊勢原市に対する不正を掲示した看板につきましては、昨年3月に議会でご承認いただきまして、それについて裁判を提起して、また、それについても公判をしている段階で、まだ結審に至っていないということで鋭意努力をしている状況でございます。」、令和6年6月19日の市前企画部長〔P〕の発言「ウの全ての掲示物の撤去完了時期についてのご質問でございます。市長への謝罪を求める看板の撤去につきましては、現在係争中でございます。現段階で明確な時期をお答えすることは難しいと考えてございます。」は、いずれも、個々の看板についてどのような法的対応がなされているのかを明確にしておらず、看板全体について訴訟対応が行われているとの誤解を生じさせる可能性がある。したがって、伊勢原市議会における説明としては、必ずしも適切であったとはいえない。

他方、伊勢原市長が〔A〕に対して看板の撤去等を求めて訴訟を提起すること自体は、法的手段として許容されるものであり、これをもって違法又は直ちに不当な対応であると評価することはできない。

もっとも、訴訟によって現在に至るまで看板設置の問題が十分に解消されていないことを踏まえると、訴訟以外の手段を含め、より実効的な解決方法を検討する余地があったと考えられる。

(34) 街宣活動に対しての対応について

街宣の中止を求める裁判について、高山市長の時に一応成果は出ていたが、萩原市長になってからは成果が出ていない。裁判にかけた費用や結果を公表すべきではないか、検証する。

この点、令和5年1月には、市役所周辺街宣ルートでの街宣行為の禁止決定（横浜地方裁判所小田原支部令和4年（ヨ）第44号）、令和6年7月には、いせはら市民活動サポートセンター周辺地域街宣ルートでの街宣行為の禁止決定（横浜地方裁判所小田原支部令和6年（ヨ）第14号）が出されており、成果は出ている。

一方で、令和7年2月の伊勢原小学校および各学校通学路における街宣については、申立が却下され（横浜地方裁判所小田原支部令和7（ヨ）第5号）、これに対する抗告（東京高等裁判所令和7年（ラ）第1792号）は、取り下げている。

裁判に要した費用や結果をホームページ等で公表することを義務付ける特段の法律又は条例は確認できない。

したがって、公表しなかったことをもって違法又は不当と評価することはできない。

もっとも、街宣活動は市民生活への影響も大きく、市として複数の仮処分手続を行っていることから、その経緯、結果及び今後の対応について、市民に対して可能な限り分かりやすく説明することが望ましい。

(35) 地権者・関係者に対しての、脅迫行為他について

すでに上記（18）で検討したとおり、関係者が脅迫されたとまでは認定できなかった。

(36) 串橋の構造改善センターについて

串橋地区構造改善センターが公民館として使われていたことについて、補助金の交付目的に反する使用であり、補助金の不正取得に当たるかを検証する。

串橋地区構造改善センターは、昭和62年12月に着工し、昭和63年4月に供用開始された。

比々多地区農村地域農業構造改善事業（生産等環境施設整備事業）は、総事業費は、2200万円で、国庫から1100万円、市から660万円の補助金を得ている。

構造改善センターが本来の目的で使用されず、最初から公民館としてのみ使用する目的で建設されたかどうか、また利用の実態は、事業の時期が古いこともあり本件調査では判明せず、補助金の不正取得と断ずるまでの資料は得られなかった。

以上から、本件補助金の交付又は取得が違法・不当であったかについて、積極的な判断をすることはできない。

もっとも、補助事業の目的及び実際の利用状況について市民に誤解を生じさせることのないよう、適切な管理及び説明を行うことが望ましい。

(37) 市役所増築工事について、

プール金を節約するという話があったにも関わらず、急に市役所の増築工事を開始したので検証する。

プール金とは、市の財政調整基金のことだと思われる。財政調整基金とは、地方公共団体が、年度の財源の変動に備えて積み立てておく基金である。これは、財源に余裕のある年度に積み立てて置き、災害などが発生してやむを得ない状況になった場合に活用することが目的とされる。実際に、令和5年度、および、6年度はこれを取り崩している。

市役所増築工事とは、こどもみらいプラザ建築を指すと思われる。

この事業は、新築分庁舎を令和7年4月1日から令和17年3月31日まで借

り上げ、借上期間終了後発注者に無償譲渡するものである。

賃貸人は、立川ハウス工業株式会社厚木営業所、契約総金額 6 億 9 3 0 0 万円の事業である。

設置理由は、市役所本庁舎について、建設から 4 5 年が過ぎ、本庁舎 1 階の通路や執務スペースの狭隘化、会議室・作業スペース・打合せスペースの不足及びキッズスペース・被災時受援体制の未整備といった課題があり、また、国では令和 5 年 4 月 1 日に子育て施策の司令塔として「こども家庭庁」が創設され、こども政策の充実を図る空気が醸成されるなかで、伊勢原市においても分散している子どもに係る相談・支援機能などについてさらなる充実を図っていく必要があるためである。

(38) 文化会館の改修工事について

文化会館の改修工事はこれから行われる予定であり、隣接する子ども科学館の改修工事を行っている。上記(37)と同じようにプール金を節約するという方針であったのにもかかわらず、急に工事が開始されたことについて検証する。

施工業者は、株式会社エス・ケイ・ディ伊勢原営業所、契約総額は、2 億 6 9 8 0 万 8 0 0 0 円である。

改修理由は、伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画では、図書館・子ども科学館の中長期的な維持管理にかかる経費の縮減と標準化を図りつつ、図書館・子ども科学館に求められる機能・性能を確保することを目的としている。

(39) 串橋地区の橋の建設工事について、(40) 小田急との連携協定について

橋の建設の目的、小田急電鉄株式会社（以下「小田急」という。）が費用を負担しないのか、費用負担がないならなぜか、小田急との協定の経緯、橋を造っているが、その先の道路は図面があるのかを検証する。

串橋地区の橋の建設は、都市計画道路田中笠窪線整備事業の第一区間の整備として行われている。

同都市計画道路については、昭和４５年１２月２２日に当初決定され、昭和４６年９月７日に最終変更されていることから、本件橋の建設は、近年になって新たに立案された道路計画ではなく、従前から存在する都市計画の一部として実施されている。

また、当該道路について、その先の道路整備を含む計画が存在することも確認された。

伊勢原市は、小田急と、令和５年３月８日に、「持続可能なまちづくりを推進する連携協定」を締結している。この協定は、伊勢原市が進める「都市計画道路田中笠窪線整備事業」と、小田急が進める「新たな総合車両所の建設計画」の実現に向けて相互に連携を図るものである。さらに、伊勢原市と小田急は、「都市計画道路田中笠窪線整備事業と新総合車両所建設事業に関する基本協定」を令和８年３月１９日に締結している。この基本協定には、「第３条 田中笠窪線整備事業については、必要に応じて乙（小田急）と連携を図り、甲（伊勢原市）の責任と費用負担により実施するものとする。２ 甲は、田中笠窪線整備事業のうち、別紙１に示す第一区間を令和１０年度までに整備するよう努めるものとする。」との定めがある。

このような状況を見ると、本件橋の建設は、もともと昔からあった道路計画の一部であるが、今になって着工したのは、小田急の新総合車両所建設に向けたものといえる。

また、本件橋の建設に関して、上記基本協定のとおり小田急の費用負担はない。基本協定では、伊勢原市、小田急それぞれ、新総合車両所建設に伴う工事、建設について、協議に基づき相互に分担しており、その中で、本件橋は、伊勢原市の負担と定められており、小田急がその費用を負担しないこと自体を不合理と評価することはできない。

（４１） 市内の公共工事の入札について

伊勢原市内の公共工事の入札について、特定の事業者が受注することがあらか

じめ決められているのではないかと、また、小規模な建設会社が受注した工事について大規模な建設会社が下請けとなっていることが不自然ではないかを検証する。

令和7年度の工事入札結果一覧を調査したが、1社しか札が入っていない工事は確認されなかった。

また、入札結果について、ほとんどの工事が最低制限価格と同額かこれを僅かに上回る価格で入札されており、入札価格を不当に吊り上げるという意味での談合が疑われる事情は存在しなかった。

したがって、特定の事業者の受注することがあらかじめ決まっていることを疑わせる事情はない。

なお、工事を受注した場合、受注した工事ごとに監督員を配置する必要があるため、他社の下請けとして工事を受注することもある。そのため、大きな建設会社が小さな建設会社の下請けで工事を行うことも一般的にあり得る。

したがって、この点も不自然とはいえない。

(42) 第二東名の伊勢原大山インター付近の開発工事について

伊勢原大山インター土地区画整理事業について、当初の予定及び事業の進捗状況を確認し、計画どおりに事業が進められているかを検証する。

伊勢原大山インター土地区画整理事業は、施行期間令和3年1月8日から令和10年12月31日までである。令和5年2月28日に、第1回の事業計画変更をし、事業計画が令和9年9月末日までだったものを令和10年12月31日までに変更している。また、令和8年2月27日に第2回事業計画変更が行われているが期間の変更はなかった。

上記のとおり、2回の事業計画変更を経ているものの概ね計画通りに進められている。

(43) 個人情報の取り扱いについて

①市農業委員会事務局職員〔S〕が〔K〕に対し、〔Q〕の個人情報を伝えた。

②〔R〕から〔A〕が土地の贈与を受けた際、税務担当の職員が〔R〕の課税情

報を〔A〕に見せた。③市農業委員会事務局職員〔S〕が、〔T〕と〔U〕と〔A〕に〔V〕の一時転用の書類を見せた。の3点について検証する。

①については、〔K〕の妻の陳述書が提出されており、市農業委員会事務局職員〔S〕が、〔K〕に対し、〔Q〕の農地の売買についての情報を話したことは認定できる。

②については、日時、担当職員がはっきりしないため、税務担当の職員が〔R〕の課税情報を〔A〕に見せたとの事実は認定できない。ただし、〔R〕から〔A〕が土地の贈与を受けた際、税務担当の職員が〔R〕の課税情報を〔A〕に見せた可能性は低くない。

③については、市農業委員会事務局職員〔S〕は、否定しているため、これを事実として認定することはできないが、〔A〕の供述は、具体的かつ詳細で迫真性に富んでおり、市農業委員会事務局職員〔S〕が、〔T〕と〔U〕と〔A〕に〔V〕の一時転用の書類を見せた可能性は否定できない。

①については、個人情報の取扱いとして不適切であったと評価することができる。

②及び③については、事実を確定することができないため、具体的な法令違反を認定することはできない。

もっとも、いずれについても、仮に個人情報又は第三者の書類を正当な権限なく第三者に開示したのであれば、個人情報保護関係法令等に違反する可能性がある。

（４４） 公用車の取り扱いについて

伊勢原市の公用車のフロントガラスに「安全運転」のステッカーを貼付していたことについて、法令に違反するか、また、その事実を公表すべきであったかを検証する。

平成２６年度と平成２７年度に公用車による事故が多発したため、市長から安全運転の措置を講じるよう指示があり、注意喚起を目的として「安全運転」のス

ステッカーを公用車に貼付することとなった。平成２８年１０月に公用車用ステッカー３１枚が作成されたため、最大３１台の公用車にステッカーが貼られていたものと考えられる。なお、現在は、すでにすべての車両からステッカーは剥がされていて、ステッカーを貼った公用車は存在しない。

これは、本件ステッカーの貼付方法及び位置によっては、道路運送車両法に違反し違法である疑いがある。

また、過去のステッカー貼付について、これを伊勢原市のホームページ等で公表しなかったこと自体が違法であるとは認められないが、公表することが望ましい。

（４５） 比々多神社付近の新設看板工事について

比々多神社付近に設置された「この先通行できません」等の趣旨の看板について、設置時期、設置に至った経緯及び設置費用を検証する。

令和４年５月２５日に実施された地元自治会と伊勢原市の意見交換の場において、自治会区域内の様々な要望事項がある中で、注意喚起のための看板設置に関する要望もあった。これを受けて、令和４年９月に当該箇所「この先幅員狭く、Ｕターンできません。一般車の通行はご遠慮ください。」「この先自動車通り抜けられません。」との看板が設置された。

また、設置費用は伊勢原市の在庫にあったものを利用したため、当該年度にはかかっていない。

以上より、新設看板設置について、特段不適切な点はない。

（４６） 神奈川県警に対しての告訴告発の件について

〔Ａ〕によるあおり運転について、令和３年頃に発生した事案についての告訴・告発が令和６年頃になっており、手続に時間を要した理由を検証する。

〔Ａ〕によるあおり運転が発生したのは、令和３年５月２８日であり、市農業委員会が平塚警察署へ被害事実の申告したのは、令和３年６月１１日である。

したがって、事案発生から警察への被害事実の申告までに長期間を要した事実

は認められない。

その後の捜査及び検察庁における処理に時間を要したものと考えられるが、本委員会の調査によって、市側の対応が不当に遅延したことを示す事情は確認できなかった。

(４７) 現副市長の事故の件について

大山副市長が交通事故を起こしたことについて、ホームページで公表すべきか検証する。

令和８年１月９日、１２時２５分ころ、大山副市長が、自家用車で、自宅に戻る途中、他の自動車と衝突する事故を起こした。

当該事故については、同日、報道機関に公表され、ニュースでも報道されている。

伊勢原市ホームページでは公表されていないが、本件事故は公務中に発生したものではなく、私用の自家用車による事故であるうえ、酒気帯び等の悪質な事案ではない。

したがって、伊勢原市ホームページに掲載しなかったことが違法又は不当であるとは認められない。

(４８) 農地に直売所の建設についての取り扱いについて

農地上に建設された農産物直売所について、建築確認申請がなされておらず建築基準法に違反する建築物であるにもかかわらず、市がこれを放置しているのではないかを検証する。

農地上に建てられている農産物の直売所の一定数が建築基準法違反の疑いがあるとの点は否定できない。

もつとも、個々の建築物について、建築基準法上の適用関係、建築確認の要否の事情を個別に確認しなければ、直ちに建築基準法違反であると断定することはできない。

また、市民からの苦情・問い合わせなどがなかったため、伊勢原市は、特に建築基

準法違反として神奈川県に情報提供をしていないものと思われる。

(49) 串橋780—1先、農道整備工事について

工事の経緯と進め方を検証する。

本件は、平成30年頃の事案である。農道21号線の当該箇所は、農道整備等の基盤整備が行われていない路線である。当時、〔A〕から農地造成を行うにあたり、整備されていない農道であるため、農道に砂利を敷きたいとのことで材料支給してほしいとの申し出があった。農道においては、隣接者や農道利用者によっても維持管理が行われており、依頼があれば、市職員が現地を確認の上、材料支給を行い、対処していた。しかし、〔A〕から依頼のあった砂利の量が、維持管理の量を超えて農道の地盤の高さが上がってしまうほど大量であったため、市職員は、支給はできないと回答し、均す程度であれば、〔A〕で維持管理を行っても構わないと話した。その後、〔A〕によって農道に市が想定した量より大量に土砂が入れられたため、伊勢原市はそのようなことは聞いていないと〔A〕に話したところ、〔A〕は市からやって構わないと言われたからやったとのことであった。市からの説明が不十分であったことから起こった事案でもあったので、市から〔A〕に謝罪を行った。その後、〔A〕から農道の盛土工事の自費工事申請を提出してもらった。併せて、農道から農地に入りができるように〔A〕が水路に管を埋設することを市が了解した。しかし、上下流端の一部しか管が埋設されず、水路のほとんどが埋められてしまった。自費工事は申請からなかなか施工されず、予定より大幅に遅れて完了した。自費工事では、農地の整地と、〔A〕が埋めて機能を失った水路の復旧も行った。自費工事申請前は、近隣は田であったが、最終的に完成した農道は、近隣の田が盛土され、その高さに合わせて工事がされたため、復旧した水路は深い素掘り構造となった。そのため、農地への出入りができないと、〔A〕から申出があったため、伊勢原市が建設会社に工事発注を行い、管を埋設して、出入りができるようにした。なお、令和元年5月22

日に本件工事について、変更を願い出る陳情が行われ、これに対して、伊勢原市は同年６月２７日に回答している。

本件工事の経緯は、当初伊勢原市の説明が不十分であったことから、〔Ａ〕によって農道が盛土されてしまったことが発端となっており、伊勢原市の対応は不適切であったといえる。また、令和元年５月２２日の陳情とそれに対する回答はかみ合っておらず、適切な話し合いが行われていれば、自費工事を行わせたうえで、さらに建設会社に工事を発注するということも避けられたかもしれず、伊勢原市の対応は違法とはいえないが、より良い解決の可能性があったものと思われる。

（５０） 建築基準法違反（大原児童公園等）

大原児童公園の建築物、保健所の跡地（現市役所分室）の備蓄倉庫が建築基準法違反ではないか、また、備蓄倉庫は、神奈川県から伊勢原市に払い下げられたものであるのに、いまだに「神奈川県」と書いてある点について、検証する。

上記の建築物については、令和８年３月に神奈川県の調査はあったものの、指導等は現時点で受けていない。神奈川県による調査の結果が出ていない時点で、本件建築物が建築基準法に違反するか否かの判断は、当委員会では差し控える。

また、備蓄倉庫に神奈川県と書いてあることは確認できる。この点については、抹消するのが望ましい。

（５１） 公用車での道路交通法違反への対応について

①市農業委員会前事務局長〔Ｇ〕の運転する公用車のブレーキランプ未灯火について、②市農業委員会事務局元係長〔Ｅ〕が公用車を道路右側に駐車したことについて検証する。

令和４年２月２１日に市農業委員会前事務局長〔Ｇ〕の運転する公用車のブレーキランプが未灯火であったとの事実は確認できなかった。

令和３年４月２１日、伊勢原市串橋字境ノ町７８０番１での市農業委員会事務局元職員〔Ｅ〕の右側駐車については、写真で確認できる。

当時の報告書によると、市農業委員会事務局元係長〔E〕は、上記日時・場所において、現場確認の作業を終え、公用車で待機していたところ、前面の農地に進入・旋回した〔A〕の車両が急発進し、停車中の公用車の前面に急停車して進路を妨げられたと記載されている。この記載は十分信用できるが、停車中の公用車の前を〔A〕が運転する車両が道を塞いだというのであるから、公用車は、もともと右側に停車していたものと考えられる。

よって本件での市農業委員会事務局元係長〔E〕の右側駐車に関しては、道路交通法に違反し違法である疑いが強い。

このとき、〔A〕が警察官を呼び、実際に警察官が現場に臨場しているが、市農業委員会事務局元係長〔E〕はとくに交通違反での取り締まりを受けていないというのであるから、市が本件について、特段の対応をとらなかったとしても違法とも不適切ともいえない。

（５２） 公用車での暴走行為について

〔A〕が市農業委員会事務局職員〔S〕の運転する公用車の前を塞いだ際、市農業委員会事務局職員〔S〕が人のいる方向に公用車を進行させ、あたかも〔A〕を轢き殺すような暴走行為を行ったとの主張について検証する。

令和２年６月１７日、正午ころ発生したとされるが、〔A〕は、市農業委員会事務局職員〔S〕の暴走行為があったと主張し、市農業委員会事務局職員〔S〕は、〔A〕の無理な追い越しによる進路妨害はあったが暴走行為はなかったと主張している。公用車の暴走行為があったとの主張はこれを裏付ける客観的な資料が見当たらない。

したがって、本件について、市農業委員会事務局職員〔S〕による公用車の暴走行為があったと認定することはできない。

（５３） 小稲葉地区の公共工事について

農道の拡幅および農業用水路であるＵ字溝の整備工事について、①農道について、みんなが歩けるようになっていない。②Ｕ字溝から一定幅の官地がない。③

農地の高さが１メートル以上になっており、県の許可基準を満たさない。の３点について検証する。

当該工事は、地元からの要望に応えるため、地域農業の耕作条件を改善する土地改良事業として、令和元年に伊勢原市が実施した、農道の拡張及び農業用水路であるＵ字溝の整備工事である。当該工事は、必要な用地幅を確保するため、隣接する農地の一部を買収しているが、後退により残された農地との境界部の施工について地権者と協議した結果、これまでと同様の有効な耕作面積を保持しつつ、農地から土砂が流失しない施工方法として、民地側に柵板土留を設置したものである。したがって、本件については、農地の利用増進を図るため一定期間以上耕作を中断し、埋土・盛土または土の採取等によって土地の形質を変更する「農地造成」には該当せず、隣接する農地の地盤高等については、工事前と変更がない。

①及び②については、土地改良事業としての農道の拡張工事により、整備した農道部分と隣接する農地に高低差が生じたが、用地買収等に係る地権者との協議等により、柵板土留めを設置することで、有効な耕作面積の保持、水路構造物への影響緩和及び農地から土砂の流出を抑制しているため、官地・民地の別を問わず、一定幅の平場を設定する必要がある。

③については、一定規模以上の農地造成を実施するには、県の一時転用許可の取得及び要件を満たす必要があるが、当該工事については、農地の形状を大きく変更することなく耕作を継続できる環境の下で施工しており、また、土地改良法の適用を受けるものであることから許可対象となる一時転用に該当しないため、県の基準等は適用されない。

３ 結論

以上の検証の結果、伊勢原市には法令違反行為及び不適切な行為がいくつか認定されたほか、第三者委員会から見て伊勢原市の対応が不十分であったり、伊勢原市職員の不適切な対応が散見された。

第6 再発防止策

1 問題解決の視点

市内において法令違反状態が生じ、それにより市民に迷惑をかけている場合、市の最大の目的はかかる違反状態を解消し、もって一般市民に対する信頼に応えることにあると思われる。

そのように考えた場合、市内において法令違反問題が生じた際、直ちに法令を適用し法令に従った対応をするだけでは問題の解決を図ることが困難である事案というのは存在する。すなわち、単に法令を適用しただけでは法令違反状態が解消せず、そのような状態が長期間継続し、それにより一般市民にとり重大な影響を及ぼすといった特段の事情が予見できる場合には、通常の手順のみで対処することは不適切と言わざるを得ない。このような場合には今後生じるであろう事態を想定して、法令違反状態を解消するためにはどのような手段が有効であるのかを、多角的観点から十分な検討を経て決定すべきであるように思われる。例えば、法令違反行為に対し直ちに法令を適用し違反者の処罰を求めるのではなく、違反者と粘り強く協議し、時には柔軟な対応をすることが問題解決に資することもあると思われる。

このように、法令違反問題が生じた場合、問題解決という視点を持って対処することは必要不可欠であると思われる。

2 情報共有の必要性

自治体の業務は一般的に言えば、各部署が自らの業務に専念する仕組みとなっていると思われることから、複数の部署にまたがり問題が生じる事案については部署同士の情報共有は十分ではないことがありうる。のみならず、同じ部署内の問題であっても、各担当者は自らの業務に専念する結果、担当者同士の情報共有もまた不十分となる可能性がある。

そのような状況においては、伊勢原市において重大問題が発生した場合、伊勢原市は問題を認識することが遅れてしまい、早急な措置をとることが困難

となる可能性がある。

そこで、いち早く重大な問題が発生したことを認識するためには、各部署間、同じ部署における各担当者間において、情報を共有できるシステムの構築が必要であると思われる。

3 職員が気軽に相談できる体制

伊勢原市においては、職員が顧問弁護士に相談する仕組みはあるようであるが、顧問弁護士は常駐しておらず、日々の業務に精通しているわけではないから、職員が日々の業務に関し法令上の問題があると感じた場合、それを顧問弁護士に相談するのを期待するのは現実的ではない。しかし、職員の素朴な疑問が実は大きな問題であることは往々にしてあることであり、それを市側で早い時期に把握していれば、重大問題を未然に解決することが期待できる。

そこで、職員が法令上の問題があるのではないかと疑問を持った場合、役所内の業務に精通した者に気軽に相談できる体制が必要である様に思われる。

この点、伊勢原市は、令和7年、コンプライアンス推進担当を立ち上げたところ、同推進担当は、職員が法令上の問題がある考えた場合、いち早く相談に応じるシステムを構築することが期待される。

さらに、上記相談を受けるためには役所内の業務と法令の解釈の双方に精通した人材が必要であることから、伊勢原市においては、今後、弁護士資格がある者を任期付公務員として採用することも検討すべきであると思われる。

4 神奈川県との連携

伊勢原市内で起きた案件で、かつ市民の権利に重大な影響を及ぼす案件に関しては、法令上は神奈川県が管轄する案件であるとしても、神奈川県に全面的に解決を全て委ねてしまうことは適切ではない場合がある。なぜなら、伊勢原市内で起きた案件については伊勢原市担当者が多くの情報に接し、神奈川県に対し有益な情報を提供することが可能であるし、伊勢原市内で起きた案件を神奈川県に全面的に委ね、もって神奈川県に責任を転嫁するかのような

態度では伊勢原市民の信頼を損ねるおそれがあるからである。

以上より、伊勢原市は、伊勢原市内で起きた市民に重大な不利益を与える案件に関しては、神奈川県が管轄であったとしても、神奈川県に全面的に協力し、神奈川県と共同して問題を解決する姿勢は必要であると思われる。

5 法令遵守の徹底

地方公共団体が法令を遵守することは余りにも当然ではあるが、一方、細部まで観察すれば法令遵守が不十分であるのが現実である。この点、伊勢原市は、①令和4年6月1日より伊勢原市職員内部通報制度の運用を開始し②令和6年3月、リスクマネジメント推進体制をスタートした上、リスク発生事案を公開する等し③令和7年4月、コンプライアンス推進担当がスタートした。④更に以前から市民からの意見をウェブで受け付け、市側から回答するシステムがある等法令遵守に対して取り組む姿勢は十分看取できる。

今後は、現在行われている上記取り組みをさらに周知徹底、強化するほか、職員の法令遵守の意識をさらに高める取り組みが必要であると思われる。

以上